

大通達甲（警）第9号
大通達甲（生）第4号
大通達甲（刑）第4号
大通達甲（交）第3号
大通達甲（備）第5号
令和5年3月31日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

大分県警察犯罪被害者支援基本計画の改正について（通達）

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき定められた第4次犯罪被害者等基本計画における犯罪被害者等の支援施策を計画的に推進するための取組等については、「大分県警察犯罪被害者支援基本計画の策定について」（令和3年4月1日付け大通達甲（警）第20号、（生）第8号、（刑）第3号、（交）第4号、（備）第3号）により実施しているところであるが、この度、警察署における当番制度の運用開始に伴い、別添のとおり「大分県警察犯罪被害者支援基本計画」を改正し、令和5年4月1日から実施することとしたので、引き続き犯罪被害者等支援の各種施策を積極的に推進されたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（広報課犯罪被害者支援係）
（生活安全企画課企画係）
（刑事企画課企画係）
（交通企画課企画係）
（警備企画課企画係）

別添

大分県警察犯罪被害者支援基本計画

第1 総則

1 趣旨

この計画は、第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月30日閣議決定）を受け、大分県警察における犯罪被害者等支援施策を計画的に推進するため、計画期間において講ずべき具体的な取組内容及びその推進要領を定めるものとする。

2 計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間とする。

第2 具体的な施策

1 相談・捜査の過程における犯罪被害者等への配慮及び情報提供

(1) 相談体制の充実等

全国統一の警察相談専用電話「#9110」番のほか、性犯罪被害相談、少年相談等の個別の相談窓口の設置、性犯罪相談窓口への女性職員の配置、交通事故被害者からの適切な相談受理事等の相談体制の充実を図るものとする。また、犯罪被害者等の住所地や実名・匿名の別を問わず、相談に応ずるとともに、犯罪被害者等の要望に応じて、被害者支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者等が相談しやすい対応及びその負担軽減を図るものとする。

さらに、暴力団が関与する犯罪、少年福祉犯罪、児童虐待、人身取引（性的サービス、労働の強要等）事犯等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して、事件検挙等への貢献度に応じて情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」の適切な運用により、これら事件の早期の認知及び検挙に努め、犯罪被害者等を早期に保護するものとする。

(2) 告訴・告発、被害の届出等の適切な受理事

告訴・告発については、必要に応じて聴取及び検討を直ちに行った上で迅速に受理事するよう努めるとともに、犯罪被害者等からの被害の届出については、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理事するなど、犯罪被害者等の視点に立って適切に対応するものとする。

また、犯罪としての立件措置の可否とは別に、事案の状況に応じ、加害者に対する指導・警告による被害拡大防止について検討するとともに、捜査部門以外の部門や他の関係機関による対応が適切なものについては確実に引き継ぐなど、必要な措置を講ずるものとする。

(3) 刑事手続等に関する情報提供の充実

犯罪被害者等の意見及び要望を踏まえ、「被害者の手引」に関係機関・団体による犯罪被害者等の保護及び支援のための制度を追加するなど、その内容の充実を図るとともに、配布方法等の工夫も含め、犯罪被害者等への早期の提供に努めるものとする。

また、外国語版の「被害者の手引」についても、その内容の充実及び見直しを図り、その確実な配布やウェブサイトにおける紹介に努めるとともに、外国人対象の防犯教室、自治体の外国人向けの広報誌等を通じて、警察の犯罪被害者等施策について周知を図るものとする。

(4) 捜査に関する適切な情報提供等

捜査への支障等を勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報を提供できるよう努めるものとする。この場合においては、被害者連絡責任者等を指定し、犯罪被害者等に対する連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。また、被害者連絡等を通じて把握した犯罪被害者等の状況や要望のうち、他の関係機関及び民間の被害者支援団体と共有すべきものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供を行うなど、犯罪被害者等の支援の必要に応じて関係機関・団体との連携を図るものとする。

(5) 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実

損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護及び支援のための制度の概要について紹介した冊子、パンフレット等の内容の充実を図るとともに、当該冊子、パンフレット等を警察本部、警察署、運転免許センター等の窓口等の来訪者の目に触れやすい場所に備え付けるとともに、各種会合の機会や各種広報媒体を活用して、当該制度の周知を図るものとする。

(6) 犯罪被害者に関する情報の保護

犯罪被害者の氏名の発表に当たっては、匿名発表を望む犯罪被害者等の意見及び報道の自由、国民の知る権利等を理由として実名発表を望むマスコミの要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮するものとする。また、報道発表を行う場合には、犯罪被害者等に対し、事前に必要な情報の提供を行うよう努めるものとする。

(7) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分

証拠物件の滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸の防止に留意し、その証拠価値の保全に努めるとともに、検察庁と連携し、捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については、還付の方法を犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却し、又は処分するよう努めるものとする。

(8) 海外における犯罪被害者等に対する情報提供等

海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、日本国内の遺族等や帰国する犯罪被害者等に対し、国内における支援に関する情報の提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努めるものとする。

(9) 地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動の推進

捜査部門との緊密な連携を図りつつ、犯罪被害者等の心情に十分配慮して、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望・相談の聴取等を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を効果的に推進するものとする。

(10) 被害少年等が相談しやすい環境の整備

被害少年が早期に適切な支援を受けることができるようにするため、県警察のホームページ、SNS等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして、被害少年及びその保護者に対する効果的な周知及び広報を図るとともに、少年相談室の整備、電子メールによる相談窓口の開設等、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図るものとする。

(11) 被害児童からの事情聴取における配慮

被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述の確保のため、検察庁、警察、児童相談

所等の関係機関が被害児童から事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が事情聴取を行う取組を実施するほか、事情聴取の場所、回数、方法等を考慮するなど、被害児童に十分配慮した取組を推進するものとする。

(12) 性犯罪被害者に対する適切な対応

性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が対応するとともに、執務時間外においては当番員等が対応した上で担当者に引き継ぐなど、適切な運用を推進するものとする。

(13) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」等の相談窓口に関する広報により、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上に努めるものとする。また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、当該被害者の同意を得て連絡先、相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に提供するなど、性犯罪被害者が早期に同団体による支援を受けやすくなるよう一層努めるものとする。

(14) 医療機関等における性犯罪被害者からの証拠資料の採取等の促進

医療機関等において、警察への被害の届出前の性犯罪被害者からの証拠資料の採取が適切に行われ、当該証拠資料が性犯罪被害者のプライバシーの保護に配慮した上で適切に保管されるよう、証拠資料の採取及び保管に必要な資機材の整備等の働き掛けを行い、性犯罪被害者による警察への被害の届出前に証拠資料が滅失することのないよう努めるものとする。

また、産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして、性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに、捜査に支障のない範囲において、医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供するものとする。

(15) 司法解剖等に関する遺族への適切な説明等

検視及び司法解剖に際しては、遺族に対し、パンフレットを配布するなどにより、その目的、手続等に関する適切な説明を行うとともに、遺族の心情に配慮した対応に努めるものとする。

(16) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等

重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験の豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的解析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、捜査員に対する各種研修の充実に努めるものとする。また、被害者連絡調整官等の適切な運用、簡略化した捜査書類の的確な運用等により、交通事故被害者等の心情に十分配慮した取組を一層推進し、交通事故被害者等の負担軽減を図るものとする。

2 精神的被害の回復に資する支援及び経済的負担の軽減に資する支援

(1) 医療費等の公費負担

性犯罪被害者の緊急避妊に要する費用、身体犯被害者の診断書料、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費等の公費負担制度の活用を積極的に推進するとともに、これらの制度に関する周知を図るものとする。特に、性犯罪被害者に係る緊急避妊等の公費負担制度が、可能な限り全国的に同水準で運用されるよう努めるものとする。

(2) カウンセリング費用の公費負担

カウンセリング費用の公費負担制度が可能な限り全国的に同水準で運用されるよう

努めるとともに、同制度の周知に努めるものとする。

(3) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実

公認心理師資格、臨床心理士資格等を有する部内カウンセラーの配置に努めるとともに、カウンセリング技能を有する職員に対し、専門的な研修を行うことによりその技術及び能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用して犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施するものとする。また、部外の精神科医、公認心理師、臨床心理士等を活用するなどして、犯罪被害者等がその要望に応じて適切なカウンセリングを受けられるよう配慮するものとする。

(4) 被害直後における居住場所の確保

自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所を確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度を積極的に運用するものとする。

(5) 犯罪被害給付制度の適正な運用

犯罪被害給付制度について、各種広報媒体等を活用して周知を図るとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等に対する給付制度の教示を徹底するものとする。また、犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定については、事案の内容に即して迅速かつ適正に行い、犯罪被害者等給付金の早期支給に努めるほか、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の適正な運用に努めるものとする。

(6) 公益財団法人犯罪被害救援基金との連携

犯罪被害給付制度等の公的制度による救済の対象とならない犯罪被害者等で、個別の事情に照らし特別の救済が必要と認められるものについては、公益財団法人犯罪被害救援基金と連携し、同基金が行う支援金支給事業による救済に努めるものとする。

(7) 海外における犯罪被害者等に対する経済的支援

国外犯罪被害弔慰金等支給制度について、各種広報媒体等を活用して周知を図るとともに、対象事案の把握及び把握した事案の犯罪被害者等に対する支給制度の教示を徹底し、その適切な運用に努めるものとする。

(8) 被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び被害少年に対する継続的な支援の推進

被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員及びスクールサポーターについて、講習、研修等を実施することにより、カウンセリングの技法等必要な専門技術等を修得させるよう努めるとともに、専門的能力を備えた職員の配置に努めるものとする。

また、被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間の被害者支援団体への紹介を行うとともに、少年補導職員等が臨床心理学等の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなど、継続的な支援を推進するものとする。

(9) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進

預金口座等への振込みを利用して行われる特殊詐欺等の犯罪行為の被害者に対して被害回復分配金が適切に支払われるようにするため、金融機関に対して預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うとともに、犯罪被害者等に対し、被害回復に資する各種制度を教示するなど情報提供を行うものとする。

(10) 暴力団犯罪による被害回復の支援の充実

公益財団法人暴力追放大分県民会議、弁護士会の民事介入暴力対策センター等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援等の充実を図るものとする。

3 犯罪被害者の安全の確保

(1) 再被害防止措置の推進

同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を再被害防止対象者として指定し、検察庁、刑事施設、地方更正保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と緊密に連携して、再被害の防止に資する情報を再被害防止対象者に適切に教示するとともに、非常時の通報要領及び自主警戒の方法について防犯指導を行うものとする。また、必要に応じて緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止の措置を推進するものとする。

さらに、再被害の防止への配慮が必要な場合には、関係機関・団体と連携し、逮捕状の請求に当たって犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮するなど、事案に応じた柔軟な対応に努めるものとする。

(2) 再被害の防止に向けた関係機関との連携の強化等

配偶者等からの暴力事案の被害者、人身取引（性的サービス、労働の強要等）事犯の被害者、児童虐待の被害児童等を保護し、これらの者に対する再被害を防止するため、配偶者暴力相談支援センター、婦人相談所、児童相談所等との連携を強化するものとする。

また、学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、学校を始めとする関係機関・団体との連絡体制や学校警察連絡協議会等の組織の活用を図るとともに、加害少年及びその保護者に対する非行防止及び立ち直り支援のための助言、指導等の充実を図るものとする。

(3) 行方不明者対策の強化

行方不明者に係る届出があった者のうち、生命又は身体に危害が生じているおそれがあるもの等について、その行方に関する情報収集及び必要な探索・捜査を行うとともに、関係機関・団体の協力を求めるなど、行方不明者を早期に発見・保護するための措置を講ずるものとする。

(4) ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等への迅速かつ的確な対応

ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案等への対応に関し、被害者に危害が加えられる危険性・切迫性の程度に応じて、検挙措置等による加害者の隔離を第一に検討するなど、被害者の安全確保を最優先とした迅速かつ的確な対応を推進するものとする。また、「ストーカー総合対策」（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議決定。平成29年4月24日改訂）を踏まえ、関係機関と連携して、被害者等からの相談対応の充実、被害者情報の保護の徹底、被害者等の適切な避難等に係る支援の推進、調査研究、広報啓発活動等の推進、加害者対策の推進及び被害者等の支援を図るための措置といった各種対策を推進するものとする。

(5) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための教育訓練等

児童虐待の早期発見等に資する教育及び訓練を徹底し、職員の児童虐待に関する専門的な知識及び技能の向上に努めるとともに、児童虐待対策官を通じて、児童相談所等の関係機関との連携、児童虐待への専門的な対応に関する職員に対する指導等を行うなど、児童虐待への対応力の強化を図るものとする。

(6) 子供を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止

13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、法務省から出所情報の提供を受け、定期的な所在確認を実施するものとする。また、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うとともに、関係機関・団体との連携強化に努めるものとする。

(7) 保護対策の推進

暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進するものとする。

4 犯罪被害者等支援推進のための基盤整備

(1) 地方公共団体における担当部局との連携及び協力の充実・強化

犯罪被害者等に対し、地方公共団体において犯罪被害者等に情報提供等を行う総合的対応窓口等の相談機関や各種制度等をリーフレット等により説明できるよう努めるとともに、犯罪被害者等支援の担当者を対象とした研修の実施に必要な協力を行うなど、地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局及び総合的対応窓口の担当部局との連携及び協力を充実・強化するものとする。

(2) 市町村間の連携及び協力の促進等

市町村間の連携及び協力の促進を図るため、市町村の犯罪被害者支援担当者を対象とした県による研修の実施等に協力するものとする。

(3) 地方公共団体による支援制度等の導入促進に対する協力

地方公共団体における犯罪被害者等施策の担当部局と連携し、地方公共団体が犯罪被害者等に対する生活資金等の貸付制度の導入に向けた検討を行うために必要な協力を行うものとする。

(4) 犯罪被害者等のための施設等の改善

被害者支援用車両の活用を図るほか、事情聴取の場所等を犯罪被害者等の心情に配慮した照明、内装等に改善するなど、犯罪被害者等のための施設等の改善を図るものとする。

(5) 研修の充実等

ア 採用時、昇任時の教養のほか、捜査に従事する者を対象とした専科等の各種教養時に、犯罪被害者等支援の体験記等を活用しつつ、犯罪被害者等支援の意義、性犯罪被害者及び被害少年への支援要領、民間の被害者支援団体との連携要領等に関する教養を行うとともに、これらの教養に犯罪被害者等による講演を組み込むなど、犯罪被害者等への適切な対応を確実にを行うための教養の充実を図り、犯罪被害者等の二次的被害の防止に努めるものとする。特に、犯罪被害者等支援を担当する職員に対し、公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習を含む専門的な研修を行うものとする。

なお、これらの教養を行うに当たっては、性犯罪被害者や被害児童を始め、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に係る内容を盛り込むよう努めるものとする。

また、配偶者等からの暴力事案への対処等に関する専門的な技能の向上に努めるものとする。

イ 被害児童からの事情聴取に関する警察官の技能の更なる向上を図るため、事情聴

取場面を設定したロールプレイング方式の実践的な研修を導入するなど、被害児童の負担軽減に配慮しつつ信用性の高い供述を確保するための聴取方法に関する効果的な研修の実施に努めるものとする。

ウ 性犯罪被害者の心情に配慮した捜査及び被害者支援を推進するため、これらに従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、男性や性的マイノリティが被害を受けた場合の対応を含め、警察学校等における研修を実施するものとする。

エ 障害者の特性を踏まえた捜査及び被害者支援を推進するため、これらに従事する警察官等を対象に、専門的な知見を有する講師を招いて講義を行うなど、警察学校等における研修を実施するものとする。

(6) 指定被害者支援要員制度の活用

あらかじめ指定被害者支援要員として指定された職員が、事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、指導、助言、情報提供等を行うほか、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介等を行う「指定被害者支援要員制度」の積極的な活用を図るものとする。また、指定被害者支援要員に対する犯罪被害者等支援における必要な知識等についての研修、教育等の充実に努めるものとする。

特に、死傷者が多数に及ぶ事案等にも迅速かつ確実に対応できるよう、必要に応じて指定被害者支援要員の迅速な集中運用を行うためのマニュアルの整備や訓練の実施に努めるとともに、犯罪被害者等支援の担当部門と捜査担当部門との連携強化を図るものとする。

(7) 犯罪被害者等支援に携わる者に対する心理的影響への配慮

犯罪被害者等支援に携わる職員は、犯罪被害者等と間近に接し、時にはその感情の表出に直面することにより、極めて強いストレスを受ける場合があることから、これらの職員に対し、ストレスに関する教養を行うとともに、精神科医、臨床心理士等によるカウンセリングを受けさせるなど、必要な措置を講ずるものとする。

(8) 好事例の勧奨及び適切な評価

情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者等支援が確実に実施されるよう、好事例を勧奨し、具体的な支援事例を通じて個々の職員の能力の向上を図るとともに、適切な評価及び表彰の実施により、犯罪被害者等支援に係る職員の意識の高揚を図るものとする。

(9) 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置等

性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を促進するとともに、性犯罪捜査専科の実施等により、性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図るものとする。また、産婦人科医会、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする民間の被害者支援団体、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等との連携強化に努め、その活動への県民の理解を増進し、性犯罪被害者の心情に配慮した対応を強化するものとする。

(10) 関係機関・団体との連携及び協力の充実・強化

ア 警察本部や警察署単位で設置している被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携及び相互の協力を充実・強化し、犯罪被害者等が置かれている立場への理解を増進するための研修会や死傷者が多数に及ぶ

事案等の具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練等を通じて、具体的な事案に応じた能力の向上を図るものとする。

また、被害者支援連絡協議会等の活用により、地方公共団体や犯罪被害者等早期援助団体を始めとする犯罪被害者等支援に関係する機関・団体との連携を強化するとともに、犯罪被害者等に対し、当該機関・団体等における犯罪被害者等支援のための制度等に関する情報提供を行うよう努めるものとする。

イ 関係機関・団体による犯罪被害者等支援が途切れることなく、より充実したものとして展開されるよう、地方公共団体を始め、医師会、社会福祉士会、精神保健福祉士協会、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、公認心理師関連団体、臨床心理士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等と連携・協力した研修等を実施し、犯罪被害者等支援を担当する職員等の意識の向上を図るものとする。

(11) 犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体との連携、協力等

犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援において犯罪被害者等の秘密が守られること等を十分に説明した上で、犯罪被害者等の連絡先、相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体に対し提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めるものとする。

また、民間の被害者支援団体による支援が、全国的水準以上で行われるよう、犯罪被害者等の実態、当該支援に資する事例、二次的被害を防止するための留意事項等に関する必要な情報提供を行い、同団体の運営及び活動に協力するものとする。

さらに、犯罪被害者等早期援助団体等の民間の団体と連携し、犯罪被害者等の要望に応じて、自助グループの紹介を行うものとする。

(12) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対し、同団体が行う研修内容に対しての助言、研修に対する講師派遣等の協力を行うものとする。また、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談対応及び情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援するため、被害者支援連絡協議会等において、民間の被害者支援団体の支援員をコーディネーター役とし、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した犯罪被害者等支援に関する実践的なシミュレーション訓練を行うものとする。

(13) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等への支援の充実

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政的援助の充実に努めるとともに、同団体の財政的・人的基盤の確立に向けて協力するものとする。また、犯罪被害者等の援助に携わる者の研修に関する講師の手配及び派遣、会場借上げ等の必要な支援を行うものとする。さらに、各種広報媒体等を活用して、犯罪被害者等が置かれている状況やそれを踏まえた施策の実施の重要性、犯罪被害者等への援助を行う民間の団体の意義、活動等について周知するものとする。

(14) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その趣旨に賛同できるものにあつては、その効果の波及性等も踏まえつつ後援するなど、開催に協力するよう努めるものとする。また、当該シンポジウム等の開催について、地方公共団体を始めとする公的機関に対し、SNS等の各種広報媒体を活用して

周知するなど、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動を支援するものとする。

(15) 犯罪被害者等支援に関するウェブサイトの充実

犯罪被害者等支援に関するウェブサイトについて、関係法令、相談機関等に関する情報その他必要な情報の更新や英文による情報提供を行うなど、その充実を図るものとする。

(16) 犯罪被害者等支援の実態把握等

犯罪被害者等支援の実態及び犯罪被害者等が置かれている状況の適切な把握に努めるとともに、把握した実態等を踏まえ、必要な検討を行うものとする。

5 県民の理解の増進

(1) 犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発活動の実施

犯罪被害者等の参加及び協力を得て、「犯罪被害者週間(毎年11月25日から12月1日まで)」の周知に努めるとともに、地方公共団体と連携し、及び協力して、当該週間に合わせて犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を集中的に実施するものとする。

(2) 各種広報媒体を活用した犯罪被害者等施策に関する広報啓発活動の実施

関係機関や民間の被害者支援団体と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況、当該状況を踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の援助を行う団体の意義及び活動等について周知するとともに、街頭キャンペーン、討論会等の広報啓発活動を推進するものとする。また、広報啓発用の冊子の作成、ウェブサイトでの犯罪被害者等施策の掲載等により、犯罪被害者等施策について周知するとともに、犯罪被害者等支援に関する県民の理解の増進に努めるものとする。

なお、これらの広報啓発活動の実施に当たっては、スマートフォン等からのアクセスが可能なSNS等の各種広報媒体の活用を図るとともに、犯罪被害者等支援のシンボルマーク等を活用するなど、広報手法の多様化に努めるものとする。

(3) 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発活動の実施

犯罪被害者等支援に関わりの深い医療、福祉、教育及び法曹関係の職能団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対して、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発活動を積極的に実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るものとする。

(4) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する理解の促進

シンポジウム、講演会等の様々な機会を通じて、性犯罪被害者、犯罪被害に遭った児童(その兄弟姉妹を含む。)及び障害者を始め、被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、県民の理解の増進及び社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るものとする。

(5) 「命の大切さを学ぶ教室」の開催等

教育委員会等の関係機関と連携し、中学生・高校生等を対象に犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の思い、命の大切さ等を直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」や、命の大切さに関する自らの考え、意見等について作文を募る「大切な命を守る」全国中学・高校生作文コンクール」を開催することにより、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努めるものとする。

また、犯罪被害者等支援に係る社会参加活動についての大学生の理解を増進するた

め、大学等との連携を強化し、大学生ボランティアの周知、活用及び活動への支援並びに大学生に対する犯罪被害者等支援に関する講義等を積極的に推進するとともに、広く県民の参加を募って、犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るものとする。

(6) 犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮した犯罪発生状況等の情報提供の実施

地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者等が特定されないよう工夫した上で、各種広報誌、インターネット、携帯電話のメール機能等を利用し、身近な場所で多発している性犯罪、つきまとい、子供への声掛け、ひったくり等の発生状況等を発信するものとする。

(7) 交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解の増進

交通事故被害者等の手記を取りまとめた冊子、パンフレット等を作成し、交通安全講習会で配布するほか、交通安全の集い等において交通事故被害者等による講演を実施するとともに、運転者等に対する各種講習において交通事故被害者等の切実な声が反映されたビデオ、手記等の活用や事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータの公表等により、交通事故被害者等の現状、交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努めるものとする。

附 則

この計画は、令和5年4月1日から施行する。